

新旧対照表

浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付要綱（昭和59年告示第24号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>120,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p>附 則 <u>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>150,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p>